

名簿登録制度による高崎市児童相談所等嘱託職員募集案内（変更）

各職種の報酬額(心理職②を除く)が変更となりました。(令和7年1月6日)

「行動する児童相談所にふさわしい行動力のある人材を募集します」

高崎市では、児童の権利と生命を守るため児童相談所の開設準備を進めています。従来の児童相談所の概念にとらわれず、行動する児童相談所として機能させることを目指し、必要な対応を躊躇することなく迅速に行い、子どもの命を全力で守る気概と行動力のある方の登録をお待ちしております。

1 嘱託職員とは

嘱託職員とは、会計年度（4/1～3/31）を超えない範囲内で置かれる会計年度任用職員のうち、週の勤務時間が30時間以内で、常勤職員が通常行う業務に類似する業務に従事する職をいいます。

2 名簿登録制度とは

本市児童相談所等で嘱託職員として働くことを希望する方の名簿登録を行い、必要に応じて採用担当より登録者の中から条件に合う方へ連絡をして、面接等の選考により任用する制度です。

3 受付職種及び必要資格

- ・基本的なパソコン操作（ワード、エクセルなど）ができること。
- ・上記以外の職種ごとに必要な資格は以下のとおりです。

勤務場所	職種	職 務 内 容	必 要 資 格
一時保護所	生活指導	・児童の食事、入浴など生活全般の支援、指導 ・児童の行動観察、行事、清掃、その他事務作業等	なし（児童指導員任用資格、児童福祉司任用資格、保育士資格のいずれかを有する人尚可）
	学習指導	・一時保護所における学習指導、学習準備等	小学校又は中学校教諭免許を有する人
	看護	・児童の通院補助、傷病の対応等 ・児童の生活全般の支援、指導等	看護師免許を有する人
	夜間	・児童の生活全般の支援、指導の補助 ・巡視、清掃等	なし
児童相談所 または 一時保護所	心理	・心理検査、カウンセリング、障害相談等 ・療育手帳判定に関する心理判定等 ・児童心理司の事務処理補助等 ・児童への心理療法、カウンセリング等 ・児童の生活全般の支援、指導等	以下のいずれかに該当する人 ①大学又は大学院において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を専攻し卒業した人 ②公認心理師、臨床心理士、臨床発達心理士のいずれかの資格を有する人

※地方公務員法第16条の欠格事項に該当する方は登録できません。

地方公務員法第16条（欠格条項）

- ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・高崎市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※選考による採用試験合格後に受験資格に定められた免許または資格を取得できないこととなった場合には採用される資格を失います。

4 採用予定人数

勤務場所	職種	採用予定数	
		令和7年9月※	令和7年9月～
一時保護所	生活指導	15名程度	欠員が生じた人数
	夜間		
	学習指導	若干名	
	看護	若干名	
児童相談所または一時保護所	心理	5名程度	

※原則令和7年9月からの採用となりますが、状況に応じて採用開始月を相談させていただくことがあります。

5 任用までの流れ

① 登録申込 → ② 登録時面談 → ③ 名簿登録 → ④ 面接 → ⑤ 合格・採用

※登録申込後に申込内容の確認を含めた簡易的な面談を行います。受験動機等の記載内容や面談内容を踏まえ登録可否を通知いたします。

6 受付期間

令和6年7月1日（月）～ 通年

7 登録方法

高崎市ホームページの児童相談所準備室のページから申込みをしてください。（後述「申込手続」参照）

※ホームページから申込みが困難な場合は、用紙での申込みも可能です。用紙はホームページからダウンロード、または児童相談所準備室にて配布しております。

用紙での申込みは簡易書留で、封筒の表に赤ペン等で「児童相談所採用試験申込」と朱書きして、高崎市役所児童相談所準備室宛に郵送してください。

送付先：〒370-0006 高崎市問屋町四丁目4番地1 高崎市役所児童相談所準備室

8 登録有効期限

登録する日の属する年度を含め3年度間有効です。登録期間満了後、登録を希望する場合は改めて登録申請をしてください。

9 任用期間

面接等の選考に合格した場合に、任用開始日から当該年度の3/31を超えない範囲内（最長1年間）。

※勤務成績が良好な場合は再度任用されることもあります。

10 勤務場所・勤務時間・報酬額

勤務場所：高崎市問屋町 4-4-1

勤務場所	職種	勤務時間※1	報酬（月額）※2
一時保護所	生活指導 （保育士資格なし）	原則 1 日 7.5 時間のシフト制（週 30 時間） ※3	170,300 円
	生活指導（保育士）		173,300 円
	学習指導	原則 8：30～17：00（週 4 日）	170,300 円
	看護		173,300 円
	夜間	16：30～翌 9：30（週 2 回まで）	170,300 円 ※週 2 回勤務の場合
児童相談所 または一時 保護所	心理	原則 8：30～17：00（週 4 日）または 原則 9：00～16：00（週 5 日）	①170,300 円 ②220,000 円

※1 勤務時間や勤務日数について相談可能です。

※2 ①～②は「3 受付職種及び必要資格」の必要資格に対応しています。

心理職②以外の報酬額については、次年度に再度任用された場合は、勤務年数に応じ昇給があります。

（採用月から 1 年を経過し新年度 4 月より昇給となります。）

※3 シフト勤務については以下を予定しております。（今後、変更になる可能性があります）

早番：7：15～15：45 日勤：8：45～17：15 遅番：12：00～20：30 夜勤：16：30～翌 9：30
シフトの一例

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
日勤	休暇	遅番	夜勤	夜勤明け	休暇	休暇

11 手当等

- ・期末手当（報酬月額の 2.5 月分）、勤勉手当（報酬月額の 2.1 月分）が年 2 回に分けて支給されます。（採用日により支給額が異なることがあります。）
- ・条件に応じ、通勤費用に対する費用弁償、夜間勤務手当、時間外勤務手当等が支給されます。

12 福利厚生

群馬県市町村職員共済組合、厚生年金保険、労働者災害補償保険及び雇用保険に加入します。

13 休日・休暇年次有給休暇及びその他の休暇

- ・生活指導以外の職種は原則、土日祝日、年末年始（12/29～1/3）が休日となります。（勤務時間によって週休 2 日制または週休 3 日制になります。）
- ・生活指導はシフト制となるため、原則週休 3 日制となります。祝日や年末年始に勤務した場合は振替休日となります。
- ・任用期間や勤務時間に応じて年次有給休暇が付与されます。その他無給・有給の特別休暇があります。

14 注意事項

- ・登録時に勤務時間を希望できます。短時間勤務や夜勤以外の勤務などの相談ができます。
- ・登録した方が全て任用される制度ではありません。また、勤務条件が合わない場合や欠員が生じない場合など登録期間中に連絡がない場合もあります。
- ・登録順に連絡をするのではなく、受験動機等の記載内容や勤務条件の希望等を考慮し、連絡をします。
- ・登録後すぐに連絡や任用をするものではありません。また、選考があるため、必ず任用されるものではありません。
- ・採用後1か月間（採用後1か月間の実際に勤務した日が15日に満たない場合は、15日に達するまで）は条件付採用とし、条件付期間中に良好な成績で職務を遂行したときに正式に採用します。
- ・地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。

◎ 申込手続 原則、高崎市ホームページから申込みを行ってください。

事前準備	・パソコン、スマートフォン、タブレット端末等のインターネットを利用できる機器 ・申込者のメールアドレス ・顔写真のデータ（最近3か月以内に撮影したもの）※申請時に添付が必須
申込方法	以下の高崎市ホームページ「高崎市児童相談所等嘱託職員募集受付」より申込みをしてください。
URL	https://logoform.jp/form/h8ij/590874
QRコード	
申込み手続の流れ	(1) 上記のURLにアクセスし、必要事項の入力をお願いします。 (2) 入力完了後に「完了通知メール」が送信されるので、必ずメールの受信を確認してください。 申込完了通知メールが届かない場合は、正常に申込みができていない可能性があります。 (迷惑メール設定により届かない場合がございます)
注意事項	・申込期間内に申込みデータを受信完了したものに限り受け付けます。 ・システムがメンテナンス等により運用停止、休止等となり申込みができない場合やサーバーが込み合う可能性があるため、余裕を持って申込手続を行ってください。

◎問い合わせ先

高崎市 福祉部 児童相談所準備室

〒370-0006 高崎市問屋町四丁目4番地1

電話(027)345-5190（直通）